

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 25 日現在

機関番号：13301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2013～2014

課題番号：25884057

研究課題名(和文)古代日本と唐における交通検察体制の総合的研究

研究課題名(英文)A Comprehensive Study of the Traffic Inspection System in Ancient Japan and Tang

研究代表者

吉永 匡史 (YOSHINAGA, MASAFUMI)

金沢大学・歴史言語文化学系・准教授

研究者番号：20705298

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：古代日本と中国唐代における交通検察体制の検討を行い、ヒト・モノ・情報の移動の様相と、これが社会に与えていた影響の一端を解明した。北宋天聖令の発見・出版をうけ、現在は散逸している唐の関市令を復原し、日本令・唐令・北宋令の比較検討を行った。さらに日唐における通行証の具体像を検討した。また、情報の伝播という観点から、漢籍の受容についても考察した。以上の研究成果を、学会報告や著書として発表した。

研究成果の概要(英文)：I have researched the traffic inspection system in ancient Japan and Chinese Tang, and made clear the aspect of the movement of human, thing and information. Since the publication of Tian Sheng Statues, I restored the Tang "Statutes on Barriers and Markets" and made advance in comparative study of the Japanese and the Tang and the Song legal codes. In addition, I researched the passports in ancient Japan and Tang, and considered the reception of Chinese authors from the viewpoint of the spread of information. I presented these results at a conference, and made public a book about this topic.

研究分野：日本史

キーワード：日本古代史 中国唐代史 交通検察 律令

1. 研究開始当初の背景

前近代の東アジアにおいて、国家的検察拠点の代表例は関である。関を拠点とした交通検察システムは、古代社会に成立し、以後形を変えつつ連綿と運用されてきた。中国唐代は、高度な法体型である律令制による支配体制が完成した時期であって、律令関制度が構築・運用され、これは古代日本にも大きな影響を与えている。そして関という検察拠点の整備は、通行証のシステムの成立を促すとともに、関以外の様々な行政機構における交通検察の実施と密接にかかわっている。

先行研究を顧みると、日本古代の関と通行証については、館野和己「関津道路における交通検察」(『日本古代の交通と社会』塙書房、1998年。初出1980年)や瀧川政次郎「過所考」(『日本歴史』118・119・120、1958年)、中国唐代史では礪波護「唐代の過所と公驗」(同編『中国中世の文物』京都大学人文科学研究所、1993年)、程喜霖『唐代過所研究』(中華書局、2000年)など数多くの蓄積があり、交通検察の諸様相を明らかにしてきた。これらは制度・実態の双方から切り込んだものであったが、交通検察システムの全体像を解明するには至らず、日本と唐の比較史的考察も不十分であり、特に次の点で大きな欠陥があった。すなわち、関の防備と交通検察は平時における軍事力行使の一環であるが、この視角からの検討が全く不十分だったのである。そして、1999年に残本の存在が学会に知られた北宋天聖令には、関などの交通検察を規定する「関市令」が含まれており、2006年に天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証『天一閣蔵明鈔本天聖令校証 附 唐令復原研究』(中華書局。以下、『天聖令校証』と略称)の刊行によって全貌が公表され、関を中心とした交通検察システムの研究は新たな段階に至った。

2. 研究の目的

本研究は、古代日本およびこれに多大な影響を与えた中国唐代における交通検察体制の検討を行うとともに、ヒト・モノ・情報の移動の様相と、これが当時の社会に与えていた影響の解明を目的とした。その際には、“関をはじめとする国家的拠点における検察”を考察の起点とした。すでに研究代表者吉永匡史は、軍事的側面から関のシステムを考察しており、その成果は論文「律令関制度の構造と特質」および「律令制下における関劃の機能」として公表している。前者では交通検察システムの根幹規定である唐関市令第1条(唐令は既に散逸)の復原と日唐の比較を行った結果、従来性格が相違するとされてきた日唐の関制度に、京師防衛という共通点が存在することを明らかにした。これに基づき後者では、古代日本の関について制度面・実体面双方から検討し、律令制下の交通検察が関

と劃の二重構造をとっていたことを解明した。また、第53回国際東方学会議において「日唐宋関市令の比較研究」と題する報告を行い、新出史料である天聖関市令の基礎的研究の成果を学会に公表し、唐令復原研究の方法の深化を図るとともに、日・唐・宋令の比較研究の端緒を開き、現在もその最前線にある。

しかし代表者吉永は、関の交通検察システムを検討したと言っても、その研究は軍事的側面のみ留まっておらず、交通検察システムの全体像の解明や、ヒト・モノ・情報の移動にともなう社会の変化を論じる状況に至っていない。本研究では、これまで進めてきた研究を踏まえつつ、軍事力という視角を越えて、多面的に研究を行うことを意図しており、様々なレベルの移動形態に対する国家の関与・関与の検討を通じ、国家と社会の関係性の一側面を明らかにすることをねらった。また、国家が管理の対象とする情報は多種多様であるが、本研究では特に“書籍として集約される情報(知)”の移動についても着目し、国家による出入の制限と、社会における継受・受容のあり方についても考察した。

3. 研究の方法

(1) 中国唐代史については、関における検察を規定した関市令の全条文の復原を行う。関市令は関と市にかかわる条文で成り立っているが、現段階では関にかんする条文群はかなり復原を進めているものの、市については未着手である。全条文を復原し学会に公表することで、唐令復原研究の進展に寄与したい。またその際には、各地における史料調査を通じた唐令復原根拠史料の史料学的検討も進め、唐令復原研究の方法の深化を図る。さらに、吐魯番文書にみえる通行証発給関係案巻や通行証自体の検討を行い、人民移動に対する国家による検察の具体像を明らかにする。くわえて、かつて論文「唐代における水関と関市令」で考察した、唐代後半期における交通検察についても改めて詳細に検討する。

(2) 日本古代史については、(1)で復原した唐令との比較検討を行い、ヒト・モノ・情報の移動を規制するものとしての、古代日本の交通検察体制の特色を明らかにする。また過所様木簡の詳細な検討を行い、通行証のあり方や発給過程の解明につとめる。その際には古代日本のみ限定せず、(1)の成果を取り込みつつ、東アジアにおける通行証のあり方について全体像を描く。さらに知識・情報の移動という観点から、漢籍目録である『日本国見在書目録』の史料学的検討を進める。代表者吉永はかつて論文「『日本国見在書目録』刑法家と『律附釈』」を公表したが、その成果と問題点を継承し、研究を行う。大陸からの書籍の伝来と、日本列島内部におけ

る伝播の様相を考察する。

4. 研究成果

平成 25 年度については、本研究費交付決定が 9 月であったため、実質的な研究期間は 7 ヶ月ほどとなる。

まず中国唐代史については、関を通過するための通行証である過所を研究の中心に据えた。中国新疆維吾爾自治区の吐魯番の古墓群から出土する帳簿・文書の断簡は、唐代の地方行政や地域社会の実態を知ることのできる貴重な史料群である。なかでも阿斯塔那 509 号墓より出土した案巻は、通行証である過所の発給過程を如実に示している。そこで「唐開元 21 年西州都督府案巻為勘給過所事」を詳細に分析し、発給過程を復原したことで、従来は過所発給手続きと直接関連づけられていなかった文書について、新たな位置づけを行うことができた。

次に日本古代史であるが、唐代史と同様に過所の形式と発給過程を検討の中心に据え、その具体像に迫った。国家的交通検査拠点である関については既に検討を行っているため、当該年度は船津における検査について考察を行った。その際には、検査の実行力をどのように配備したのかという点を重視し、法制・実態双方から具体像の復原につとめた。その結果、検査の厳格さの度合いによって通行証は多様なあり方を示すことを見いだした上で、過所様木簡に分類される木簡を個別に考証し、新たに位置づけ直すことができた。

また、飯塚遺跡をはじめとした交通の要衝に位置する遺跡の現地調査を行ったほか、京都大学人文科学研究所などで関市令にかかわる史料調査を実施した。

平成 26 年度は、中国唐代史については、唐関市令の復原を進めた結果、関にかかわる条文群については復原を概ね終え、市にかんする条文に対しても復原を進めることができた。残念ながら当該年度中の発表には至らなかったが、できる限り早く、研究成果を公表したい。またこれと併行して、唐令復原根拠史料の史料学的検討も進めた。なかでも『唐会要』鈔本に着目し、史料調査を台湾国家図書館などで行った。本調査によって得た知見については、今後の唐令復原研究に随時組み込んでいきたい。

日本古代史については、2014 年 5 月 11 日（日）に滋賀大学で開催された平成 26 年度交通史学会大会において、「古代における交通検査と通行証」と題して報告を行った。本報告では、関・剗の交通検査システムを明らかにした上で、検査を担う実行力の配備という観点から津（特に渡河点）における様相を考察し、通行証の多様なあり方を提示した。特に通行証については、検査の厳格さに対応して多様な形態を取りうることを示した。また、交通検査を直接テーマとしたものではな

いが、本年度の日唐令比較研究の延長線上に位置するものとして、吉永匡史「古代国家の軍事組織とその変質」(『岩波講座日本歴史第 4 巻 古代 4』岩波書店、2015 年)を発表した。このほか、不破関跡・鈴鹿関跡の現地調査を実施した。

最後に、書籍の伝播と受容にかんする問題については、漢籍の中でも兵書に注目し、台湾国家図書館などで史料調査を行った。しかし兵書は中国史研究においても研究の蓄積が充分とは言えない分野であり、基礎的な検討の積み上げが求められる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

1. 吉永匡史「天聖捕亡令と身分制 - 奴婢関連規定を中心として」、『唐代史研究』17 号、2014 年 8 月 10 日、pp.71-93、査読無

〔学会発表〕(計 1 件)

1. 吉永匡史、「古代における交通検査と通行証」、平成 26 年度交通史学会大会、滋賀大学(滋賀県・彦根市)、2014 年 5 月 11 日

〔図書〕(計 1 件)

1. 吉永匡史、大津透ほか編『岩波講座日本歴史 第 4 巻 古代 4』、岩波書店、2015 年 1 月 28 日、共著、pp.107-141

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件) なし

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 0 件) なし

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉永 匡史 (YOSHINAGA MASAFUMI)

金沢大学・歴史言語文化学系・准教授
研究者番号：20705298

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし